

令和元年 6 月 14 日 第 2 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第 5 日)			
出席議員 (9 名)	1 番 鈴 木 千 春	2 番 大 川 徹 也	3 番 原 直 弘
	4 番 吉 田 豊	5 番 田 中 静 雄	6 番 原 田 希
	8 番 大 川 隆 城	9 番 寺 崎 太 彦	10 番 中 山 五 雄
欠席議員 (1 名)	7 番 吉 富 隆		
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総 務 課 長 高 島 浩 介	ま・ち・ひ・と・し・ごと・の・こ・え・を・つなぐ 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年6月14日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

日程第2 討論・採決

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 意見書案第1号

○議長（中山五雄君）

日程第1．意見書案第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）です。

これから提出者より説明をお願いします。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。6番原田希でございます。私のほうから意見書（案）の提案をさせていただきます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 原田 希

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月14日提出

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況である。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、学校現場においては、長時間労働は正にむけて教職員の働き方改革がすすめられようとしているが、中でも教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 少人数学級の実現など計画的な教職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
衆議院議長 大島 理森 様
参議院議長 伊達 忠一 様
総務大臣 石田 真敏 様
財務大臣 麻生 太郎 様
文部科学大臣 柴山 昌彦 様

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第２ 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第２．討論・採決。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定しました。

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第26号 上峰町中小企業小口資金融資条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 上峰町森林環境譲与税基金条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 上峰町中央公園多目的広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 上峰町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 上峰町体育センターの管理運営に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 上峰町民プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 上峰町運動場夜間照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号 令和元年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

○2番（大川徹也君）

先日、質疑をいたしました。その関連で少し調べて気になるところがありましたので、質問をさせていただきます。

8ページです。

○議長（中山五雄君）

大川議員、質問じゃありませんから。

○2番（大川徹也君）

討論ですか。

○議長（中山五雄君）

これは、討論というのは、反対討論か賛成討論です。

○2番（大川徹也君）

済みません。反対討論をします。

○議長（中山五雄君）

理由は。

○2番（大川徹也君）

1つですが、魅力発信拠点づくり事業委託料、款の2．総務費、項の1．総務管理費、目の6．企画費、節の13．委託料、魅力発信拠点づくり事業委託料38,726千円の分ですが、これが起立工商協会のほうにWEBマーケティングの支援業務委託料の分がそのまま金額としては行っていますけれども、これに対して起立工商協会が出しておられる活動に係る運営費の額及び調達方法の見通しという書類があるんですが、その中に基本的に魅力発信拠点づくり事業ということで予算が要求をされていて、それにまたこうやってプラスアルファするにはそれ相当の理由が必要ではないかと思ひまして、ちょっと反対をいたしました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに賛成討論はありませんか。

○8番（大川隆城君）

私は賛成の立場で討論をさせていただきます。

これまでも御案内のとおり、各方面に対して上峰町のPR、それぞれいろんな努力をしてもらっておりました。そのおかげでふるさと納税がふえたことにも寄与しましたし、そのほかでも本当に上峰を全国の皆様方に認識してもらってきた一助になってきたことは御案内のとおりであります。これから先もますます情報発信を含めて、上峰町のPRに努めていくことがぜひ必要だと私は考えます。そういう意味合いから、今回の三千八百何がしのお金をそのことで使用することについては、必要な経費だと思って賛成をいたします。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論ありませんか。

○1番（鈴木千春君）

賛成の立場で討論させていただきます。

私も上峰町の人口をふやすに当たり、町内外に発信していくということに対して意義を感じております。そこに充てられた予算としては妥当ではないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第42号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

賛成多数で、よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

矢動丸栄二君の退場を求めます。

〔矢動丸税務課長 退場〕

○議長（中山五雄君）

これより討論を省略して、議案第43号を採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、議案第43号を採決いたします。

本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第43号は同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。矢動丸栄二君の入場を求めます。

〔矢動丸税務課長 入場〕

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第3 委員会の閉会中の所管事務調査の件について、これを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長からの会議規則第75条の規定により所管事務の閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもちまして、令和元年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。御協力ありがとうございました。

午前9時52分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

上 峰 町 議 会 議 長 中 山 五 雄

上 峰 町 議 会 議 員 吉 富 隆

上 峰 町 議 会 議 員 大 川 隆 城